

戦時中の国家公務員（その2）

天気予報が消えた！ — 軍用資源秘密保護法によって気象情報を規制

1939 年制定の「軍用資源秘密保護法」は、軍事上秘密を要する気象に関する重要な事項について罰則付きで漏洩を禁止しました。

1941 年 12 月 8 日、日本が太平洋戦争を開始した日から「気象報道管制」が実施され、天気予報や気象情報は暗号化され、新聞、ラジオ等の一般広報関係はすべて中止されました。天気図、天気予報は一切公表されなくなり、測候所の職員は市民に天気を聞かれても何も答えられなくなりました。

また、気象情報にとどまらず、台風の進路や地震、津波の被害も「軍事機密」とされました。戦時中にも東南海地震（1944 年 12 月）や「三河地震」（1945 年 1 月）という大地震がおきていますが、報道管制の下で秘密にされました。この地震や津波で犠牲になった学童疎開の子どもの親にすら「軍事機密」を理由に知らされませんでした。3 年 8 か月も天気予報は公表されず、災害で多くの犠牲者が続出しました。

戦時中の気象報道管制が解除されたのは終戦後で、天気予報がラジオで放送されるようになったのは 1945 年 8 月 22 日からです。当時の国民のみなさんは、灯火管制の廃止と天気予報の発表で、初めて「戦争が終わった」ことを実感したとのことでした。

国土交通労働組合気象部門（旧・全気象）は、太平洋戦争直後に結成された気象労働者の労働組合です。「天気予報は平和のシンボル」を合い言葉に、平和運動にも力を入れています。

地図の世界も軍事優先 — 軍事施設などは擬装のため「改描」

戦中は、地図の刊行にも暗い歴史がありました。

国土地理院の前身は、参謀本部陸地測量部。陸軍参謀本部に担わされた測量・地図作りは、道路に軍事車両が通れるかどうかという地図記号が使われるなど、出発点から軍事的な性格を持っていました。

国を挙げて戦時体制が強められていくなかで、測量に従事する「技術者の海外派遣」が行われました。太平洋戦争中に作成された地形図では軍事関連施設は空白にされ、軍事上重要な要塞地帯や周辺の地形図を「秘密図」として一般利用を制限。一般に刊行された地図の中には、軍事上重要な施設や地域の擬装のための「改描」、あるいは図の一部を空白・削除したうえで発行され、地図の発行停止や業者の整理統合といった「統制」がかけられました。戦況の苛烈化につれ、地形図の発売そのものが停止されました。

1946 年に地理調査所の職場に労働組合が結成されました。地図の軍事利用に反対し、「平和のための地図づくり」「国民本位の測量地図事業をすすめる」等のスローガンは国土地理院の労働組合が一貫してかかげてきたものです。



【出典】陸地測量部発行
1 万分 1 地形図
「中野（昭和 15 年発行）」、
「四谷（昭和 15 年発行）」、
写真①②③は昭和 19 年陸軍撮影



政府は5月 14 日、安倍政権がかねてより準備を進めてきた「海外で戦争する国づくり」を具体化する戦争法制を閣議決定しました。

戦争法制の関連法案は、戦争中の他国軍を後方支援するための「国際平和支援法案」と、集団的自衛権の行使を可能にするための法案など 10 法案を一括「改正」する「平和安全法制整備法案」の 2 法案として 15 日に国会に提出され、審議が始まっています。

戦争法制は、これまでの日本の防衛戦略の基本姿勢である「専守防衛」（相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も、自衛のための必要最低限度にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最低限度のものに限られる）を大きく転換して、海外で戦争に参加することを可能とする憲法違反（※注）の法制です。

戦争法制の関連法案が成立すれば、憲法の平和原則が形骸化するとともに、「改定」日米ガイドラインのもとで自衛隊がアメリカの戦争に地球規模で協力することが求められても拒否できなくなります。戦後日本の平和と民主主義の有り様を根本からくつがえし、国民の安全を著しく脅かすもので、日本の進路を左右する課題です。

国会での廃案をめざして、法案の問題点を学習するとともに、反対の世論を広げていきましょう。

※憲法第9条第1項・要旨「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」